

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成26年 2 月 28 日

金 曜 日

第 3731 号

目 次

教育委員会規則	
○富山県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○公有水面埋立承認の出願	3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 自立支援医療機関の指定	4
○土地区画整理組合の事業計画の変更	
○都市計画事業の事業計画の変更認可	5
○県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧	6
公安委員会告示	
○富山県公安委員会が行う交通規制についての一部改正	10
公 告	
○公共測量の終了	11

規 則

富山県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成26年 2 月 28 日

富山県教育委員会

委員長 村 井 和

富山県教育委員会規則第 1 号

富山県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

富山県教育職員免許状に関する規則（昭和43年富山県教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第11号を第12号とし、第 7 号から第10号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 保育実務に関する証明書（様式第 2 号の 2。必要のある者に限る。）

様式第 2 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 2 号の 2 (第 4 条関係)

親展書

本人記入不可

保育実務に関する証明書

1. 勤務者氏名及び生年月日

氏 名 :

生年月日 :

2. 良好な成績で勤務した期間等

勤務期間 :	年	月	日から	年	月	日まで
	年	月	日から	年	月	日まで
	年	月	日から	年	月	日まで
	年	月	日から	年	月	日まで
	年	月	日から	年	月	日まで
	年	月	日から	年	月	日まで
	年	月	日から	年	月	日まで
	年	月	日から	年	月	日まで
	年	月	日から	年	月	日まで

※ただし、産休・育休・病休等の休職期間を除く。

実労働時間 : 時間

3. 施設の概要

施 設 名 :

認可等年月日 :

所 在 地 : (〒 -)

電 話 番 号 :

上記の者は、本施設において、上記のとおり実務経験を有する者であることを証明します。

平成 年 月 日

施 設 名

証 明 者

(注) 特例の対象として認められる勤務期間等 (3年かつ4320時間以上) について、複数の施設における勤務期間等を合算する場合は、それぞれの施設ごとに保育実務に関する証明書が必要になる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(教・教職員課)

~~~~~  
告 示  
~~~~~

富山県告示第74号

公有水面埋立承認の出願について

国土交通省北陸地方整備局長から氷見市泊地区の公有水面埋立承認の出願があったので、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第3項において準用する同法第3条第1項の規定により、次のとおり告示する。

なお、同法第42条第3項において準用する第2条第2項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書を平成26年2月28日から起算して3週間、富山県土木部河川課、富山県高岡土木センター氷見土木事務所及び氷見市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成26年2月28日

富山県知事 石 井 隆 一

1 出願人

- (1) 名称 道路管理者 国土交通省北陸地方整備局
- (2) 代表者の氏名 北陸地方整備局長 野田 徹
- (3) 住所 新潟市中央区美咲町一丁目1番1号 新潟美咲合同庁舎1号館

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

- (1) 埋立区域
氷見市泊1705番地先から氷見市泊1720番地先 1,934.42平方メートル
- (2) 埋立てに関する工事の施行区域
氷見市泊1705番地先から氷見市泊1720番地先 6,525.01平方メートル

3 埋立地の用途

一般国道 160号の道路用地

4 出願年月日

平成26年2月10日

富山県告示第75号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定
による指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定するので、同法第69条第1号の規定により公示する。

平成26年2月28日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名 称	所在地			
チュールリップ 西中野薬局	富山市西中野本 町5-15 フェ イスビル1F	精神通院医療		平成26年3月1日

富山県告示第76号

土地区画整理組合の事業計画の変更について

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により高岡市木津土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

平成26年2月28日

富山県知事 石 井 隆 一

1 組合の名称

高岡市木津土地区画整理組合

2 事業施行期間

平成21年8月24日から平成30年3月31日まで

3 施行地区

高岡市木津、羽広及び和田字羽広田の各一部

4 事務所の所在地

高岡市木津 966番地5

- 5 設立認可の年月日
平成21年8月24日
- 6 変更認可の年月日
平成26年2月28日

富山県告示第77号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年2月28日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 施行者の名称
高岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
富山高岡広域都市計画下水道事業
高岡公共下水道（高岡処理区・伏木処理区）
- 3 事業地
 - (1) 収用の部分
平成20年富山県告示第305号の事業地のうち、博労本町地内において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分
変更なし
- 4 事業施行期間
昭和24年9月2日から
平成31年3月31日まで

富山県告示第78号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第62条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年 2 月 28 日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 施行者の名称
小矢部市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
小矢部都市計画下水道事業
小矢部公共下水道
- 3 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし
- 4 事業施行期間
昭和58年 2 月 12 日から
平成30年 3 月 31 日まで

富山県告示第79号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により県営若林地区土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年 2 月 28 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営若林地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成26年2月28日から

平成26年3月31日まで

3 縦覧の場所

砺波市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この土地改良事業計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の異議申立てに対する決定を経た場合に、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該異議申立てに対する決定の取消しの訴えのみ提起することができます。

富山県告示第80号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営川西地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年2月28日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営川西地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成26年2月28日から

平成26年3月31日まで

3 縦覧の場所

南砺市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この土地改良事業計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の異議申立てに対する決定を経た場合に、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該異議申立てに対する決定の取消しの訴えのみ提起することができます。

富山県告示第81号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営大西地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年2月28日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営大西地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成26年2月28日から

平成26年3月31日まで

3 縦覧の場所

南砺市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して異議申立てをすることができます。

- この土地改良事業計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の異議申立てに対する決定を経た場合に、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該異議申立てに対する決定の取消しの訴えのみ提起することができます。

富山県告示第82号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営南般若地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年2月28日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営南般若地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成26年2月28日から

平成26年3月31日まで

3 縦覧の場所

砺波市役所

教示

- この土地改良事業計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して異議申立てをすることができます。
- この土地改良事業計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の異議申立てに対する決定を経た場合に、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該異議申立てに対する決定の取消しの訴えのみ提起することができます。

富山県公安委員会告示第25号

富山県公安委員会が行う交通規制についての一部改正について

富山県公安委員会が行う交通規制について（昭和46年富山県公安委員会告示第125号）の一部を次のように改正し、平成26年3月3日から施行する。

平成26年2月28日

富山県公安委員会

委員長 高 橋 卓 朗

別表第1 (1)通行禁止

黒部市の項第28号次のように改める。

28		削 除				
----	--	-----	--	--	--	--

富山市の項第60、61号次のように改める。

60		削 除				
----	--	-----	--	--	--	--

61		削 除				
----	--	-----	--	--	--	--

富山市の項第 403号の次に次の1号を加える。

404	市道	富山市下飯野30-1 アルペンスタジアム南東交 差点から 同 針原中町 571 野嶋久志方先交差点まで	200	7～9	自動車・ 原付	
-----	----	---	-----	-----	------------	--

射水市の項第92号の次に次の1号を加える。

93	市道	射水市松木 747-1 （株）高岡市衛生公社射水営業 所北東交差点から 同 松木 725-13 川西利直方先交差点まで	480	7～9	自動車・ 原付	
----	----	---	-----	-----	------------	--

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成26年 2 月 28 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

平成26年 1 月 6 日から平成26年 2 月 14日まで

3 作業地域

富山市小西地内

公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成26年 2 月 28 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 作業種類

公共測量（座標補正）

2 作業期間

平成26年 1 月 20日から平成26年 2 月 14日まで

3 作業地域

富山市飯野～中島一丁目地内

